



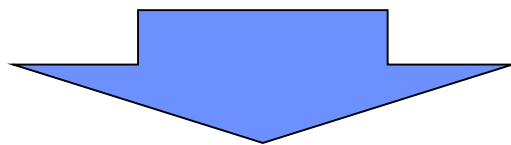
# バーゼル法等説明会 PART2

環境省・経済産業省

# 本日の説明の流れ


## PART 1 環境省より

1. バーゼル条約と国内担保法（バーゼル法、廃棄物処理法）の概要
2. バーゼル法、廃棄物処理法の改正概要



## PART 2 経済産業省より

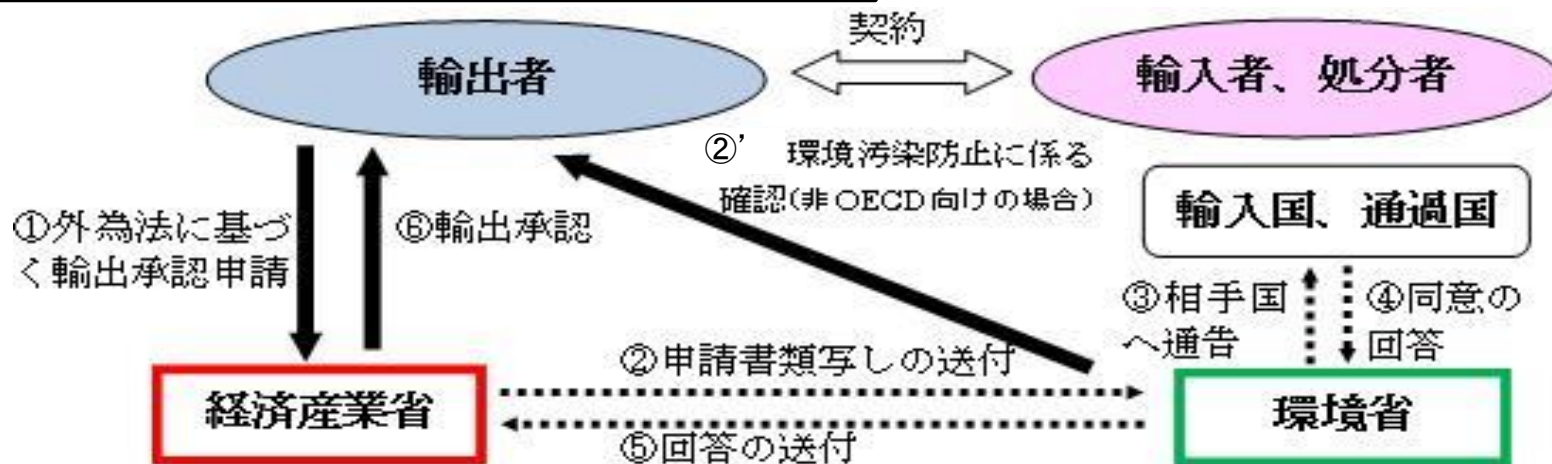
3. バーゼル法、廃棄物処理法規制対象物の輸出入手続
4. 事前相談について（該非判断の考え方を含む）
5. 国際的な動向について



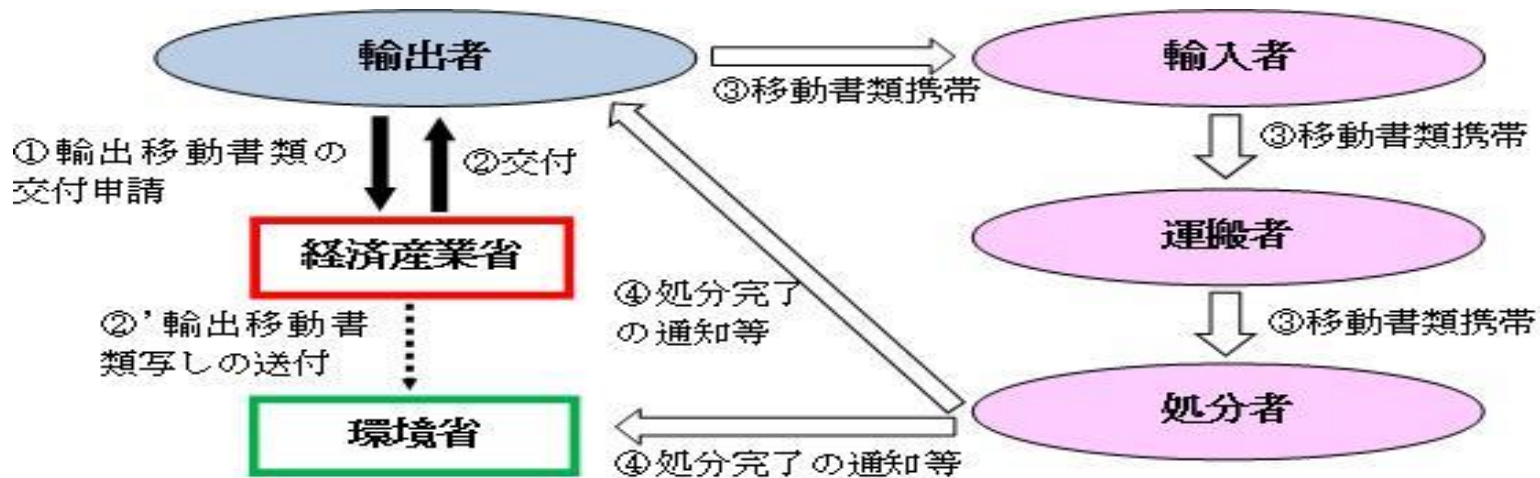
### 3. バーゼル法、廃棄物処理法 規制対象物の輸出入手続

# バーゼル規制対象物の輸出手続きの流れ

## 特定有害廃棄物等を輸出することとなった段階

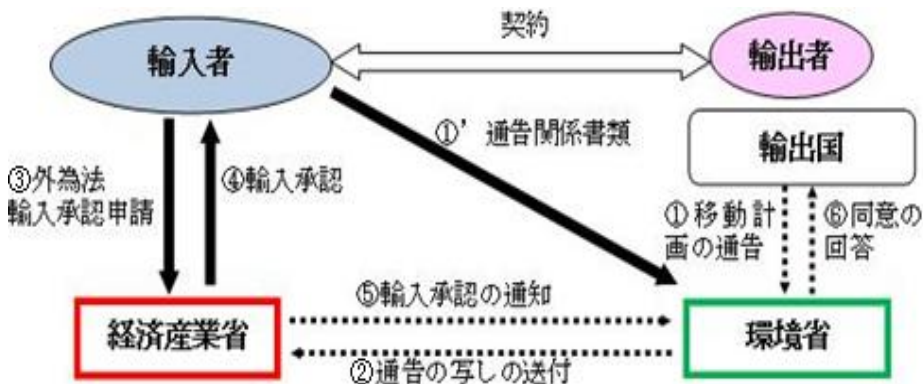


## 特定有害廃棄物等の輸出の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階

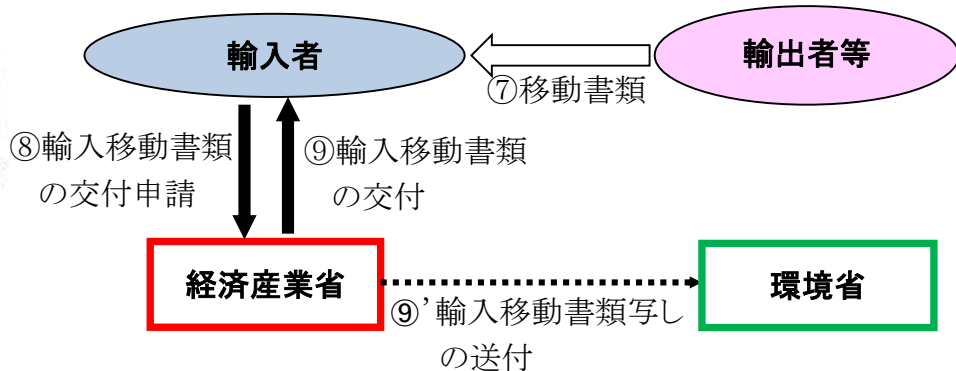


# バーゼル規制対象物の輸入手続きの流れ

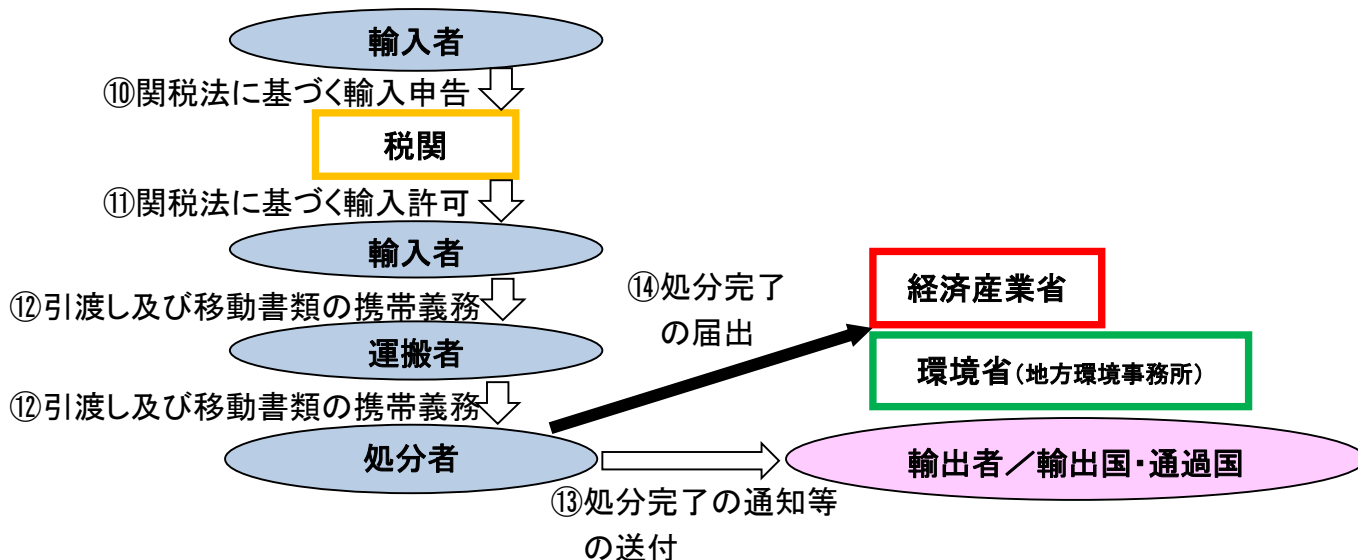
## (i) 特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階



## (ii) 特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、輸入申告するまでの間



## (iii) 特定有害廃棄物等の輸入の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階





# 輸出入承認申請の電子申請

## 輸出入承認申請は電子申請が大変便利です。

- NACCS貿易管理サブシステムを使用すれば、貴社のパソコンから経済産業省に電子申請を行うことができ、大変便利です（窓口手続きや郵送が不要）。
- 電子発給の承認証をシステム上で随時確認できるので通関手続きが便利です。

このほかにもメリットがあります。

輸出（入）承認証における

- 通関業者との受渡しにかかるコスト・時間
- 税関に持っていくコスト・時間が減ります。

承認と同時に、  
全国どこの税関  
でも申告すること  
ができます。

同時に異なる港・  
空港で通関ができ  
ます。

通関業者等による  
代理の電子申請も  
できます。

特定有害廃棄物（バーゼル条約規制対象貨物）の輸出及び輸入承認申請数は、ここ数年、増加傾向にあります。経済産業省は、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を推進してまいります。

NACCS貿易管理サブシステムに関するお問合せ先：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 電子化・効率化推進室  
mail: qqfcbj@meti.go.jp

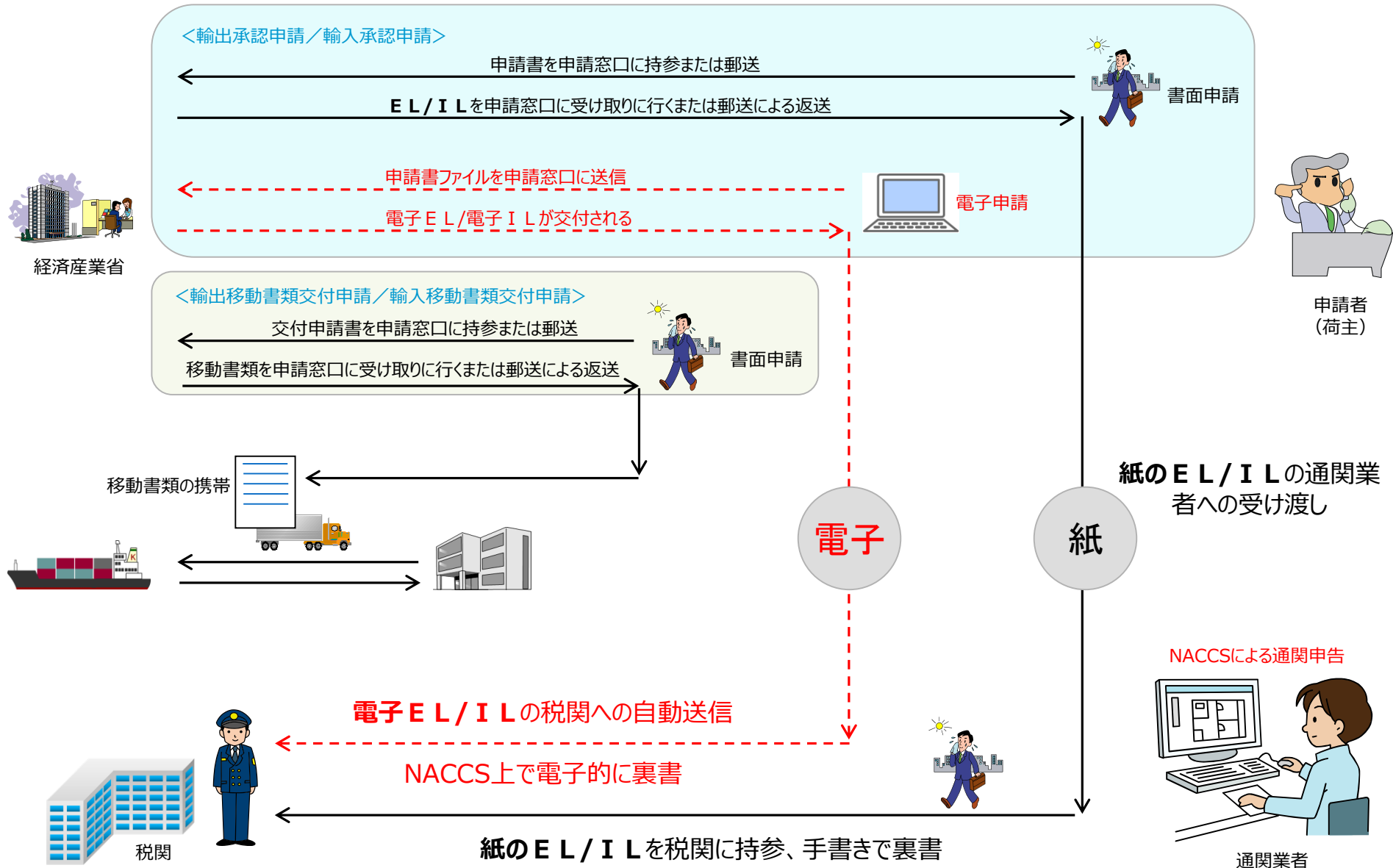
承認申請に関するお問合せ先：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当  
電話 (03) 3501-1659 mail: basel2015@meti.go.jp



※電子申請について不明な点あれば、個別に訪問の上説明することも可能です。上記お問合せ先までご相談ください。

# 輸出入承認における電子申請の流れ



# 輸出入承認申請手続き等における留意事項

- 相手国がバーゼル条約締約国又はOECD加盟国であることを確認  
(非締約国には輸出入できません。)
- 輸出入承認証の有効期間は6ヵ月です。ただし、有効期間内に輸出入が完了しない契約の場合は、輸出の場合は輸入国の同意、輸入の場合は輸出国の通告を踏まえ、承認日から最長1年の特別有効期間を設定することができます。  
(なお、OECD加盟国の事前同意施設の場合は最長3年。詳細後述。)
- 輸出承認（輸入承認）を受けても、輸出移動書類（輸入移動書類）の交付を受けないと、実際の輸出（輸入）はできません。なお、移動回数が複数回にわたる場合は、移動ごとに輸出移動書類（輸入移動書類）の交付を受けなければなりません。
- 輸出移動書類（輸入移動書類）は、輸出（輸入）の承認内容と一致していないと交付されません。

## ＜輸出承認の際の留意事項＞

- OECD加盟国向けの輸出と、OECD非加盟国向けの輸出とでは、輸出承認の申請に必要な提出書類が異なります。
- 輸入国の同意がないと輸出承認はされません。

## ＜輸入承認の際の留意事項＞

- 輸出国からの事前通告の内容と輸入承認の申請内容が一致していないと輸入承認はされません。



# バーゼル条約加盟国リスト

(185カ国・1機関)

## 西欧その他

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、パレスチナ、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、EU

## 中東欧

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、グルジア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、マケドニア、モンテネグロ、ウクライナ

## 中南米・カリブ諸国

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・キッツ・ネーヴィス、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、スリナム共和国

## アジア太平洋

バーレーン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、クック諸島、キプロス、北朝鮮民主主義人民共和国、インド、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、クウェート、キルギスタン、レバノン、マレーシア、モルジブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ネパール、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、カタール、大韓民国、サモア、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、シリア、タジキスタン、タイ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン、トンガ、ラオス、イラク、パラオ、アフガニスタン

## アフリカ

アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、チャド、中央アフリカ共和国、コモロ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン共和国、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニヤ、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モリタニア、モリシヤス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、スワジランド、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ソマリア、ジンバブエ、アンゴラ

注1: 太字下線国は、OECD加盟国

注2: バーゼル条約非締約国である米国を含めたOECD加盟国は、バーゼル条約締約国か否かに関わらず、OECD理事会決定が適用される。

注3: 2018年8月現在の情報

# 輸出（輸入）移動書類の運用における手続きミス

近年、承認を受けた貨物の輸出入の移動件数及び数量が増加しているところ、次のような事例（手続きミス）が複数発生。

## 直近の事例

### 【最近多い事例】

○計量する正味数量の合算ミスにより、移動交付数量を超過した（輸出）。

→**移動書類の申請数量以上の輸出入はできませんので、ご注意ください。**

### 【その他の事例】

①運搬業者が移動書類を不携帯のまま、貨物の移動を行った（輸出）。

②輸入承認の条件である『通関前に「移動書類」の写しを経済産業大臣に提出すること。』を行わずに通関した（輸入）。

このような手続きミスが発生した場合、発生した経緯や具体的な再発防止策等の**事実関係を確認できるまで関連手続を保留することがありますので、手続ミスのないようご注意ください。**

# バーゼル法改正に伴う手続きの 変更点 一覧

- ① 輸出における資力保証の確認
- ② 香港向けのモニターの輸出
- ③ 3年間の包括的輸出承認
- ④ 試験分析目的の輸出入
- ⑤ 認定事業者による輸入の手続き
- ⑥ 廃棄物処理法との二重手続きの緩和

# バーゼル法改正に伴う手続きの 変更点 一覧

- ① 輸出における資力保証の確認
- ② 香港向けのモニターの輸出
- ③ 3年間の包括的輸出承認
- ④ 試験分析目的の輸出入
- ⑤ 認定事業者による輸入の手続き
- ⑥ 廃棄物処理法との二重手続きの緩和

## ①輸出における資力保証の確認

現行求められている経理的基礎に関する書類における必要な資力の考え方について、輸出者が貨物を我が国に引き取るために必要な資力を保有していることを確認する旨を明確化。

対象：輸出承認が必要な輸出（分析試験目的又は香港向けモニター（後述）を除く。）

確認点：シップバックに係る見積もり、見積もり金額を支払うことが可能か

### <見積もり式>

$$F G = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG：資力保証の金額

$C_T$ ：運搬単価（輸出先国から我が国への1 t 当たりの運搬費用）

$C_{RD}$ ：処分単価（我が国処分施設での1 t 当たりの処分費用）

$C_S$ ：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1 t 当たりの90日分保管費用）

Q：輸出特定有害廃棄物等の量〔t〕

F：安全係数（=1.2）

（※1）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0円として計算する。

（※2）上記の運搬、処分及び保管に係る単価については、輸出者が見積書を示し、その算出根拠を示すこととする。



# バーゼル法改正に伴う手続きの 変更点 一覧

- ① 輸出における資力保証の確認
- ② 香港向けのモニターの輸出
- ③ 3年間の包括的輸出承認
- ④ 試験分析目的の輸出入
- ⑤ 認定事業者による輸入の手続き
- ⑥ 廃棄物処理法との二重手続きの緩和

## ②香港向けのモニターの輸出

我が国と輸出先国におけるバーゼル条約上の規制対象物の差異によるシップバックが増加したため、輸出先国で規制対象としている物を我が国の規制対象物として追加。

対象：香港向けのモニターの輸出

確認点：香港当局から輸出の許可を受けていること

### <注意点>

○香港向けのモニターのうち、**今まで日本でバーゼル法対象外**であったとしても、**今後バーゼル法対象物**となります。（例：リユースの場合）

○香港向けモニターの場合、提出書類が異なる。

（不要）

- ・資力保証に関する資料
- ・環境大臣の確認に関する資料 等

（必要）

- ・香港当局から必要な許可等を受けている旨の誓約確認証  
　　> 提出資料イメージは、「輸出に関する手引き」の参考4-11参照。

# バーゼル法改正に伴う手続きの 変更点 一覧

- ① 輸出における資力保証の確認
- ② 香港向けのモニターの輸出
- ③ 3年間の包括的輸出承認
- ④ 試験分析目的の輸出入
- ⑤ 認定事業者による輸入の手続き
- ⑥ 廃棄物処理法との二重手続きの緩和

### ③3年間の包括的輸出承認

輸出承認を得たものであって下記条件を満たす場合は、包括的承認が3年間まで可能。

対象：OECD向けの輸出

確認点：下記条件を満たしていること

#### <条件>

2つの条件を確認し、確認証を提出すること。

- ・輸出国がOECDであること。
- ・OECD理事会決定における「事前の同意が得られている回収施設」が輸出先であること。

\* 特定の回収施設の該当性の確認方法

OECDのホームページにおける、「Database of Transboundary Movement of Waste」を参照し、輸出先の回収施設の記載を確認する。

(URL)

<http://www.oecd.org/env/waste/theoecdcontrolsystemforwasterecovery.htm>

通告書の第6欄：予定運搬期間に3年以内の期間を記入

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

<p><b>1. Exporter - notifier</b> Registration No: □ □</p> <p>Name: □ □</p> <p>Address: □ □</p> <p>□ □</p> <p>Contact person: □ □</p> <p>Tel: □ □ Fax: □ □</p> <p>E-mail: □ □</p>	<p><b>3. Notification No:</b> □ □</p> <p><b>Notification concerning</b> □ □</p> <p>A.(i) Individual shipment: □ □ (ii) Multiple shipments: □ □</p> <p>B.(i) Disposal (1): □ □ (ii) Recovery: □ □</p> <p>C. Pre-consented recovery facility (2;3) Yes □ No □</p>
<p><b>2. Importer - consignee</b> Registration No: □ □</p> <p>Name: □ □</p> <p>Address: □ □</p> <p>□ □</p> <p>Contact person: □ □</p> <p>Tel: □ □ Fax: □ □</p> <p>E-mail: □ □</p>	<p><b>4. Total intended number of shipments:</b> □ □</p> <p><b>5. Total intended quantity tonnes (Mg).m<sup>3</sup>. (4):</b> □ □</p> <p><b>6. Intended period of time for shipment(s) (4):</b> □ □</p> <p>Start date □ □ Last date: □ □</p>
<p><b>8. Intended carrier(s)</b> Registration No: □ □</p> <p>Name(7): □ □</p> <p>Address: □ □</p>	<p><b>7. Packaging type(s) (5):</b> □ □</p> <p><b>Special handling requirements (6):</b> Yes: □ No: □</p> <p><b>11. Disposal / recovery operation(s) (2):</b> □ □</p> <p>D-code / R-code (5): □ □</p> <p>Technology employed (6): □ □</p> <p>□ □</p> <p>Reason for export (1;6): □ □</p> <p>□ □</p>



# バーゼル法改正に伴う手続きの 変更点 一覧

- ① 輸出における資力保証の確認
- ② 香港向けのモニターの輸出
- ③ 3年間の包括的輸出承認
- ④ 試験分析目的の輸出入
- ⑤ 認定事業者による輸入の手続き
- ⑥ 廃棄物処理法との二重手続きの緩和

## ④試験分析目的の輸出入

試験分析目的である場合、下の表のようにバーゼル法の対象外となる場合がある。また、バーゼル法の対象の輸出入の場合は、提出資料が簡素化される。

対象：試験分析目的の輸出入

### <バーゼル法の対象可否>

○試験分析目的のバーゼル法の対象可否は以下の表のとおり。

○バーゼル法の規制対象としても試験分析目的であれば、提出資料が簡素化される。

(簡素化される資料例)

#### <輸出の場合>

- ・資力保証に関する資料
- ・環境大臣の確認に関する資料が一部免除 等

#### <輸入の場合>

- ・貨物のフロー図
- ・有価性に係る確認書 等

表 試験分析目的の輸出入に係る規制対象の整理 (○：対象、×：対象外)

	輸入		輸出	
	OECD	非OECD	OECD	非OECD
25kg以下	×	×	×	○
25kg超	○	○	○	○

※左表の注釈

25kg以下・25kg超

→ 輸出入しようとする物の重量が、25kg以下か、25kgを超えるか

OECD・非OECD

→ 輸出入の相手国が、OECD加盟国か、OECD非加盟国か

# バーゼル法改正に伴う手続きの 変更点 一覧

- ① 輸出における資力保証の確認
- ② 香港向けのモニターの輸出
- ③ 3年間の包括的輸出承認
- ④ 試験分析目的の輸出入
- ⑤ 認定制度の認定取得から輸入の手続き
- ⑥ 廃棄物処理法との二重手続きの緩和

## ⑤認定制度の認定取得から輸入の手続き

従来の輸入手続きと比べ、輸入承認の不要、処分完了の国への報告が年に1回（輸出国側への連絡は受領・処分の都度必要）等、手続きが緩和。

対象：認定証を保有している認定事業者の輸入

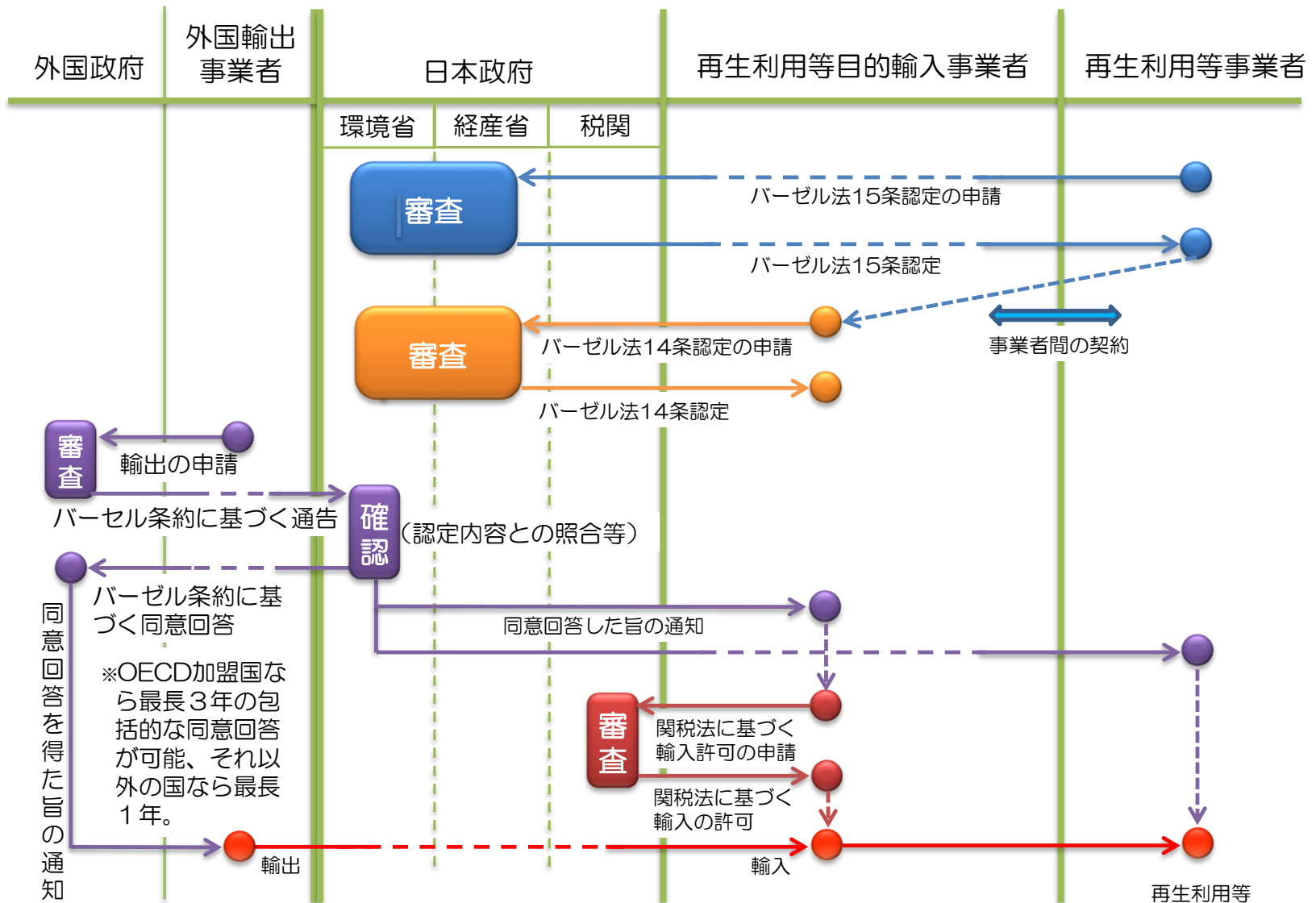
	従前の輸入承認	認定業者
輸入承認	○	×（再生利用等目的輸入者がその認定に係る特定有害廃棄物等を輸入する場合）
事前の通告同意	○	○
輸入移動書類等	○（経産省から交付）	△（自ら作成）
相手国等への通知 （引き渡しを受けたとき・処分を行ったとき）	○	○
経済産業大臣及び環境大臣への報告	○（処分ごと）	○（1年に1回まとめて）

○：手続き要、×：手続き不要



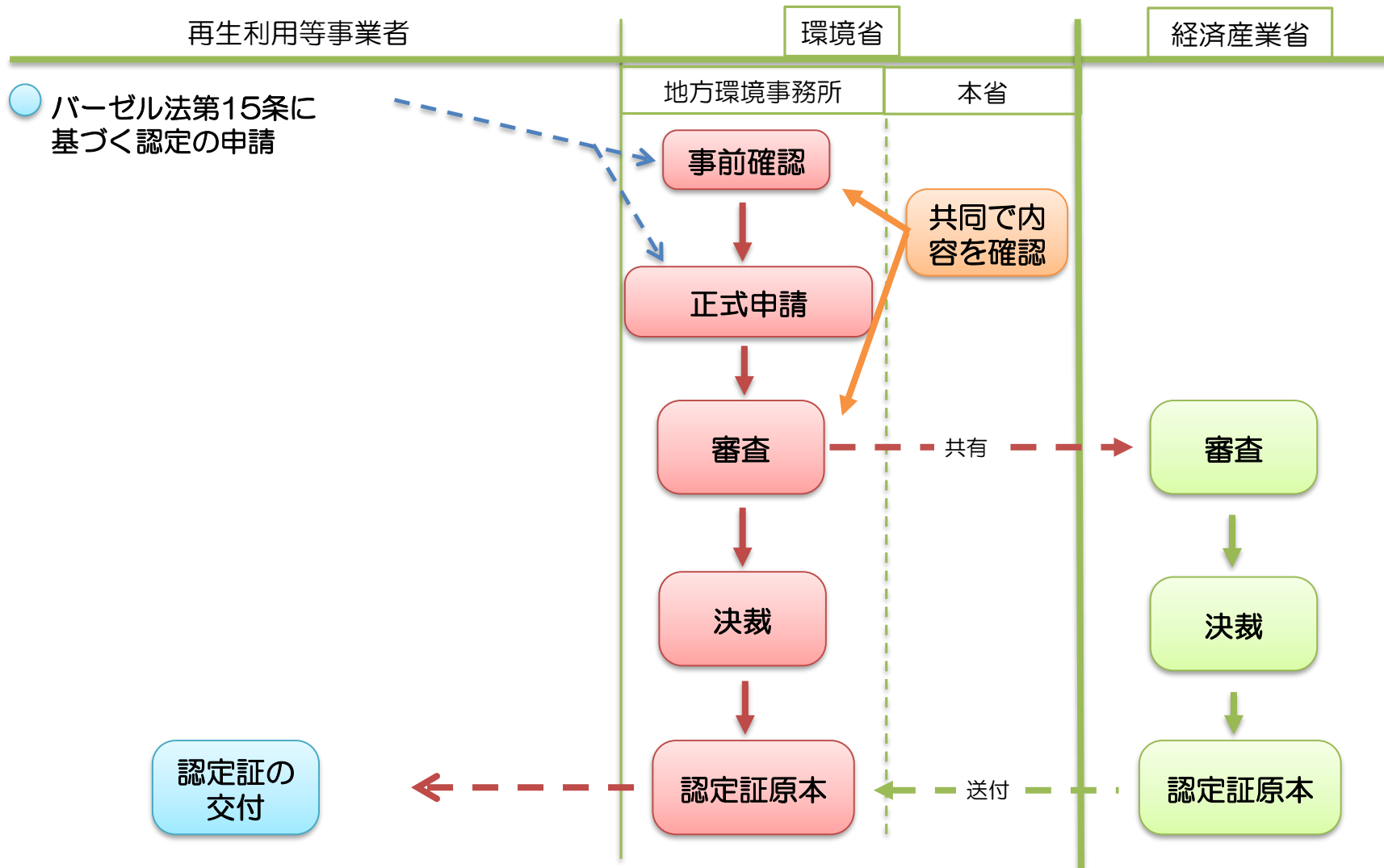
その他のバーゼル条約上の義務は引き続き必要

# ⑤ 認定制度の認定取得から輸入の手続き

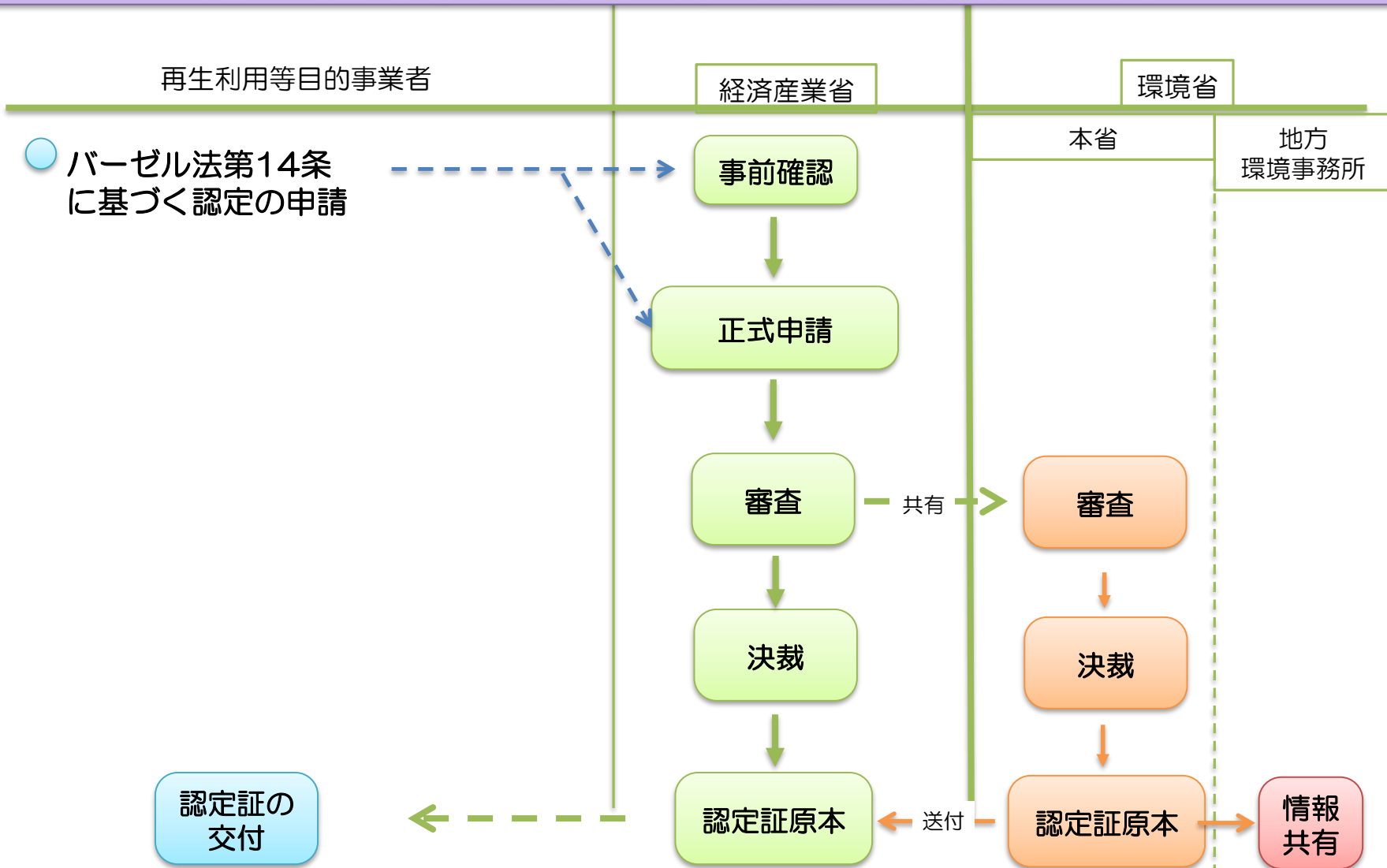




# 認定に係る審査の流れ 再生利用等事業者（法第15条）

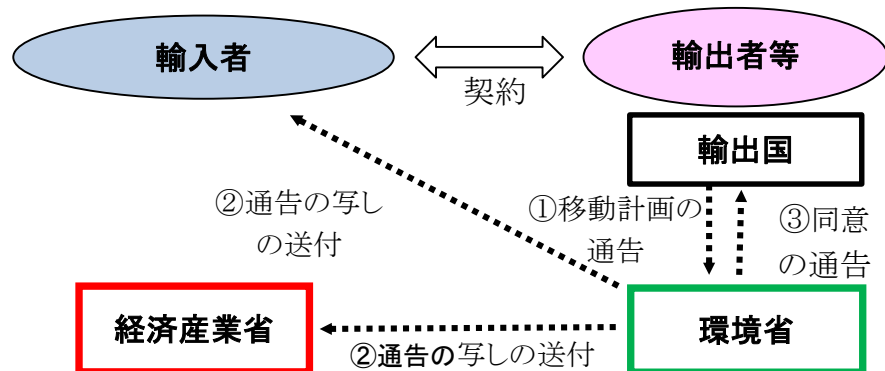


# 認定に係る審査の流れ 再生利用等目的輸入事業者（法第14条）

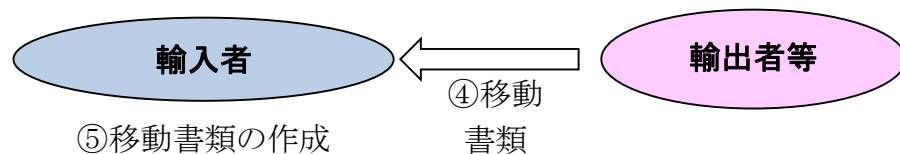


# ⑤認定制度の認定取得から輸入の手続き

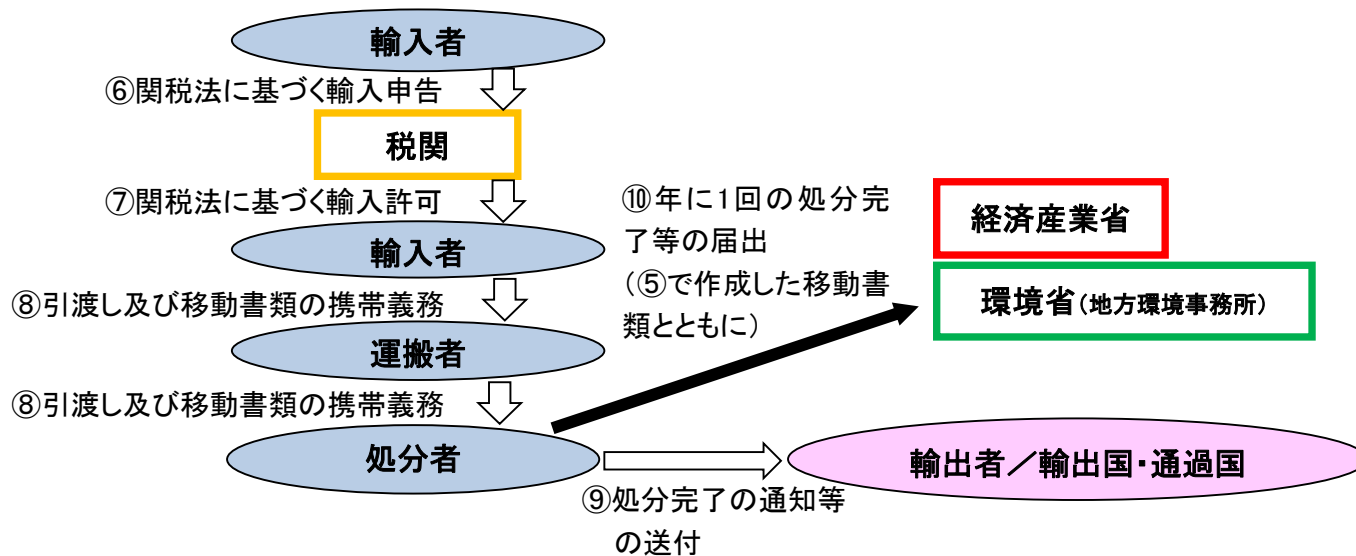
(i) 特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階



(ii) 特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、輸入申告するまでの間



(iii) 特定有害廃棄物等の輸入の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階



# バーゼル法改正に伴う手続きの 変更点 一覧

- ① 輸出における資力保証の確認
- ② 香港向けのモニターの輸出
- ③ 3年間の包括的輸出承認
- ④ 試験分析目的の輸出入
- ⑤ 認定事業者による輸入の手続き
- ⑥ 廃棄物処理法との二重手続きの緩和

## ⑥廃棄物処理法との二重手続きの緩和

バーゼル法及び廃棄物処理法の両方の規制対象物の輸出入については、環境大臣が確認する書類の省略など手続きが簡素化される。


### ＜輸出の場合＞

廃棄物処理法に基づく環境大臣確認を得ている場合は、外為法の輸出承認の申請時に廃棄物処理法の環境大臣確認証を提出することで、バーゼル法における環境大臣確認は不要となり、関連書類は省略可。

### ＜輸入の場合＞

- ・廃棄物処理法に基づく環境大臣輸入許可を得ている場合は、バーゼル法に基づく輸入を行う際に、環境省への提出書類の大半は省略可。
- ・バーゼル法に基づく再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の両方の認定を受けている場合は、廃棄物処理法に基づく輸入許可が不要。  
(下図のとおり)

		再生利用等目的輸入事業者	
		認定済	未認定
再生利用等事業者	認定済	○ 廃棄物処理法に基づく輸入許可申請が不要	× 廃棄物処理法に基づく輸入許可申請が必要
	未認定	× 廃棄物処理法に基づく輸入許可申請が必要	× 廃棄物処理法に基づく輸入許可申請が必要



4. 事前相談について  
(該否判断の考え方を含む)

# 事前相談の窓口

- 輸出入する貨物（提出された事前相談書類に記載された内容）が、廃棄物処理法又はバーゼル法規制の対象に該当するか否かについての助言（口頭での回答）を行うもの（行政サービス）。
- 輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありません。実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものでもありません。

窓口：環境省地方環境事務所  
輸出入港近くの事務所

廃棄物処理法  
バーゼル法

経済産業省  
（一財）日本環境衛生センター

バーゼル法



# 事前相談手続きの流れ

相談者（輸出者・通関業者等）

（事前相談の内容）

## バーゼル法の事前相談

（メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ、使用済バッテリー、使用済遊技機、廃触媒、中古品（家電・自動車部品等）の相談）

## バーゼル法の事前相談

（上記以外の相談）

## バーゼル法の事前相談 廃棄物処理法の事前相談

（相談先）

（一財）  
日本環境衛生  
センターへ

経済産業省  
資源循環経済課  
へ

環境省地方  
環境事務所へ

（事前相談における必要書類）

## 経済産業省と日本環境衛生センターの必要書類

### 1. 必ず提出いただく書類

- ① 事前相談書
- ② インボイス
- ③ 輸出入契約書
- ④ 国内取引伝票（請求書、領収書等） \* 輸出のみ
- ⑤ 貨物全体の写真（電子メール、若しくは郵送等で送付）

### 2. 必要に応じて提出いただく書類

- ⑥ 成分分析表
- ⑦ 分析サンプルの写真
- ⑧ 企業概要
- ⑨ その他
  - ・中国等の場合、相手国における許可証の添付を求める場合がある。
  - ・中古品の場合、輸入国における販売店の名称、住所、写真（修理を行う場合は修理工場の名称、住所及び写真）の添付が求められる。
  - ・使用済み鉛バッテリー、使用済みブラウン管テレビの中古利用目的の輸出に際しては、「メーカー、型式、製造年、通電検査結果」のリスト等の添付が求められる。
  - ・これら以外にも必要に応じて、書類の添付を求めることがある。

## 環境省地方環境事務所の必要書類

### 1. 必ず提出いただく書類

- ① 輸出案件用確認事項（輸出の場合のみ）
- ② 廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書
- ③ 貨物と金銭のフロー図
- ④ 発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類（契約書、インボイス等）
- ⑤ 貨物のカラー写真（貨物の状態がはっきりわかるもの）
- ⑥ 発生工程及び処理工程を示す書類（工程図、施設の写真、企業概要等）

### 2. 必要に応じて提出いただく書類

- ⑦ 廃棄物処理法に基づく許可証（いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合）
- ⑧ 成分分析表
- ⑨ 分析サンプルの写真
- ⑩ 相手国における許可証
- ⑪ その他

※ 斜体文字は、廃棄物処理法の確認に必要な書類

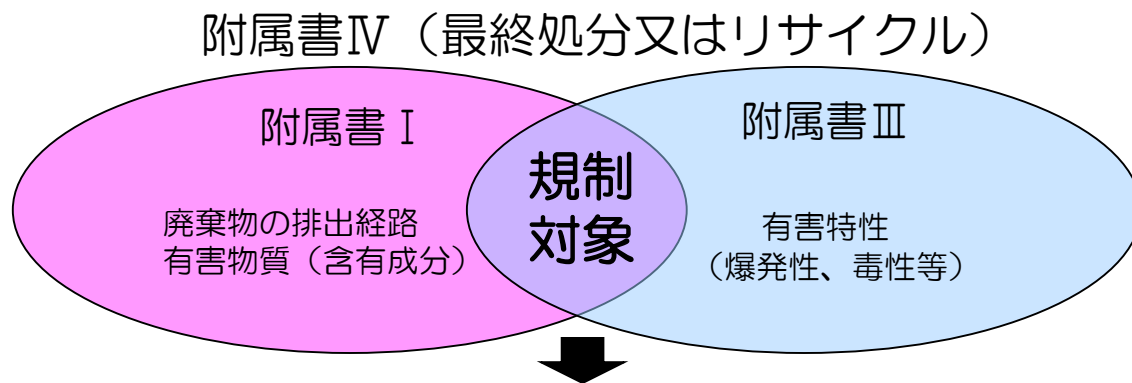
書類を送付した後に必ず相談先へ  
電話連絡を！



# バーゼル条約の規制対象物の範囲

バーゼル条約上の規制対象物となる「有害廃棄物」は、**条約附属書Ⅳの処分（最終処分又はリサイクル）**を行うために輸出入されるものであって、次に掲げるもの。

- ア) 附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書Ⅲに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。）→図参照
- イ) 附属書Ⅱに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（家庭系廃棄物）
- ウ) 締約国の国内法令により有害とされている廃棄物（但し、条約事務局に通報されたもの）



規制対象となるものの明確化（リスト化）

附属書Ⅷ（原則規制対象）

鉛蓄電池、廃油、めっき汚泥、廃石綿、シュレッダーダスト 等

規制対象とならないものの明確化（リスト化）

附属書Ⅸ（原則規制対象外）

鉄屑、貴金属の屑、固形プラスチック屑、紙屑、繊維屑、ゴム屑 等

# バーゼル法の規制対象物の範囲

## 条約附属書Ⅳ

(最終処分目的(埋立、焼却等)、リサイクル目的(金属回収等))に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物

該当

省令別表第2 (OECD理事会決定のグリーン対象物)

該当

以下のいずれかに該当  
①リサイクル目的かつOECD加盟国に向けた輸出  
②リサイクル目的の輸入

該当

規制対象外

非該当

非該当

省令別表第3 (規制対象外リスト)  
鉄くず、繊維くず等

(注)備考1:省令別表第5、6に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、省令別表第5、6に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まない。

該当

省令別表第5、6

鉛、ヒ素、ダイオキシン類等を一定以上含むもの等

非該当

省令別表第4  
(規制対象リスト)

めっき汚泥、鉛蓄電池、PCB等

非該当

該当

非該当

該当

該当

規制対象外

規制対象 (特定有害廃棄物等)

注)これ以外に、

- ・条約附属書Ⅱに掲げる物(家庭系廃棄物)、
- ・他の締約国から規制対象を定めた旨の通報を受けて環境省令で定める物も、特定有害廃棄物等に該当( [http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel\\_info/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel_info/index.html) )。

# バーゼル規制対象の具体例 ＜原則規制対象外＞

・バーゼル条約附属書Ⅱに該当するもの

→バーゼル法では、特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（以下、環境省令という）別表第3に該当するもの

➤鉄くず (B1010)



➤廃プラスチック (PVCの詳細は後述記載) (B3010)



➤紙くず (B3020)



➤繊維くず (B3030)



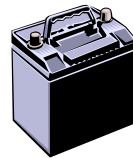
➤ゴムくず (B3040)



# バーゼル規制対象の具体例 ＜原則規制対象のもの＞

- バーゼル条約附属書Ⅹに該当するもの  
→バーゼル法では環境省令別表第4、第5又は第6に該当するもの

▶鉛バッテリー (A1160)



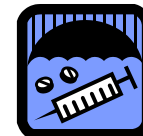
▶廃油 (A3020)



▶シュレッダーダスト (A3120)

▶医薬品の製造工程等からの廃棄物 (A4010)

▶医療行為からの廃棄物 (A4020)



# 品目別の規制情報（中古品）

- バーゼル条約で規制の対象となる「有害廃棄物」は、条約附属書Ⅳの処分（＝最終処分又は再生・回収）を行うため輸出入される物。
- 中古品は、これに該当しないため、原則、規制対象外。

しかしながら、中古品として輸出された使用済み電気・電子機器が、輸入国から中古品ではなく有害廃棄物と判断され、日本へシッピングバック（返送）される事案が多数発生。

このため、一部の中古品については事前相談（行政サービス）の対象とし、相手国で中古品として使われることの確認を実施している。

- 一般的な中古品の輸出に関しては、その物が「中古品として再使用できるもの」であり、条約附属書Ⅳの処分（＝最終処分又は再生・回収）目的でないものであることが前提。  
そのため、輸出する物について、少なくとも、次の確認が必要となる。
  1. 破損、傷、汚れがないこと（写真）
  2. 荷姿（破損等しないよう適切な梱包がなされていること；写真）
  3. 買取価格（入荷伝票）及び輸出価格（契約書等による中古品としての取引の事実関係）
  4. 輸入国における中古市場が存在すること（輸入国における販売店の名称、住所及び写真）



# 品目別の規制情報（廃プラ）

- 廃プラスチック（PVCを除く）はB3010に該当し、通常はバーゼル法の規制対象外。
- しかし、これまでに廃プラ貨物への異物の混入、廃プラの汚れ等により、輸入国がバーゼル条約対象物または輸入国の国内法令で定める輸入禁止貨物に該当するとして貨物が輸入されず、日本へシップバック（返送）等された事案が発生。
- なお、PVCについては、安定剤として鉛が使われているため、鉛の成分分析（含有・溶出試験）等を行い基準値を下回っていることが証明できればバーゼル法の規制対象外とすることとしている。ただし、OECD向けについては規制対象外（GH013）。

## 廃プラ輸出にあたっての注意事項

- 種類毎に分別されていない場合 → 廃棄物処理法の廃棄物に該当するおそれあり
- 異物の混入、汚れ → 相手国からバーゼル条約違反と判断されるおそれあり
- PVCが入っている場合 → バーゼル法の規制対象となるおそれあり

# 品目別の規制情報(廃PETボトル)

廃PETボトルが「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」(平成30年環境省令第12号)別表3の3の項の第1号イ(4)「ポリエチレンテレフタラートのくず(B3010)」に該当するか否かについては、以下により判断する。

○処分目的 : 繊維等として再生(条約附属書IVBのR3)

○該否判断 : 本品目は省令別表第3の3の項の第1号イ(4)の「ポリエチレンテレフタラートのくず」に該当し、規制対象外。

ただし、省令別表第3の3の項の第1号には「再生利用するために調製された」と規定されており、これを確認する必要があり、再生利用できるように分別、洗浄、裁断等が行われていることを確認する。

【省令別表第3の3の項の第1号イ(4)(ポリエチレンテレフタラートのくず(B3010))】

## ■備考

生ゴミ等の分別されていない家庭ゴミが少量でも混入している場合には、条約附属書Ⅱに該当することとなり規制対象となる。

上記の「再生利用するために調製された」の解釈については、分別、洗浄、裁断等の調製が行われていることが考えられる。分別については、PET及びキャップ、フィルム以外のものが混入しないこと。洗浄については、目視で内容物が確認できない状態であることが必要。裁断についての大きさは問わない。

なお、PETボトルを圧縮したもの(ベール状)については、ボトルの中に飲み残しや汚れがある場合には洗浄されているとは判断できないため「再生利用するために調製されたもの」とは言えないが、目視で内容物が確認できない状態にまで洗浄されていれば規制対象外となる。





## 6. 国際的な動向について

## 中国における固体廃棄物輸入規制の経緯

- 2017年7月、中国政府は海外からの廃棄物輸入を停止する旨、WTOに通報

「原材料となり得る固形廃棄物の中に汚染物質や危険物質が大量に混入していたため、中国の環境上の利益と人民の健康を守るための措置」と説明

- 2017年8月、中国政府は「輸入廃棄物管理目録」を公表（12月末に施行）

輸入禁止とされた主な品目：

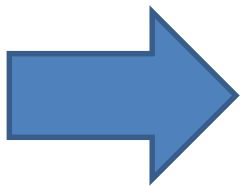
生活由来の廃プラスチック、仕分けられていない紙ゴミ、廃紡績原料、廃金属くずなど

- 2018年4月、中国政府は、2018年末及び2019年末までに輸入が禁止される品目の目録を公表

輸入禁止とされる主な品目：

2018年末：スラグ、工業由来の廃プラスチック、鉄鋼くず、アルミニウムくず、解体用船舶など

2019年末：木質ペレット、天然コルク、ステンレス鋼くず、マグネシウムくずなど



従来、中国への輸出依存度の高かった品目について、リサイクルの流れに影響

※廃プラスチックの場合、年間排出量約900万トンのうち、約150万トンが海外輸出され、うち約75万トンが中国向け輸出

# プラスチックに関する最近の国際動向

## 中国

- 2017年（平29）7月  
海外からの固体廃棄物輸入停止のWTO通報
- 2017年（平29）8月  
「輸入廃棄物管理目録」（24品目）を公表
- 2017年（平29）12月末  
中国輸入廃棄物輸入停止
- 2018年（平30）4月  
2018年末及び2019年末に輸入が禁止される目録を公表

- 中国は、これまで世界から年間約700万トンのプラスチック廃棄物を輸入。
- 日本は、年間約150万トンのプラスチックくずを海外に輸出。このうち、約75万トンが中国向け。

## 東南アジア

- 一部の国で廃プラスチックの輸入規制強化の動き

## 欧州委員会

- 2015（平成27）年12月  
サーキュラー・エコノミーパッケージの公表
- 2018（平成30）年1月  
プラスチック戦略公表
- 2018（平成30）年5月  
容器包装指令におけるリサイクル目標の改訂
- 2018（平成30）年5月  
プラスチック製品の環境負荷低減に係る指令案公表

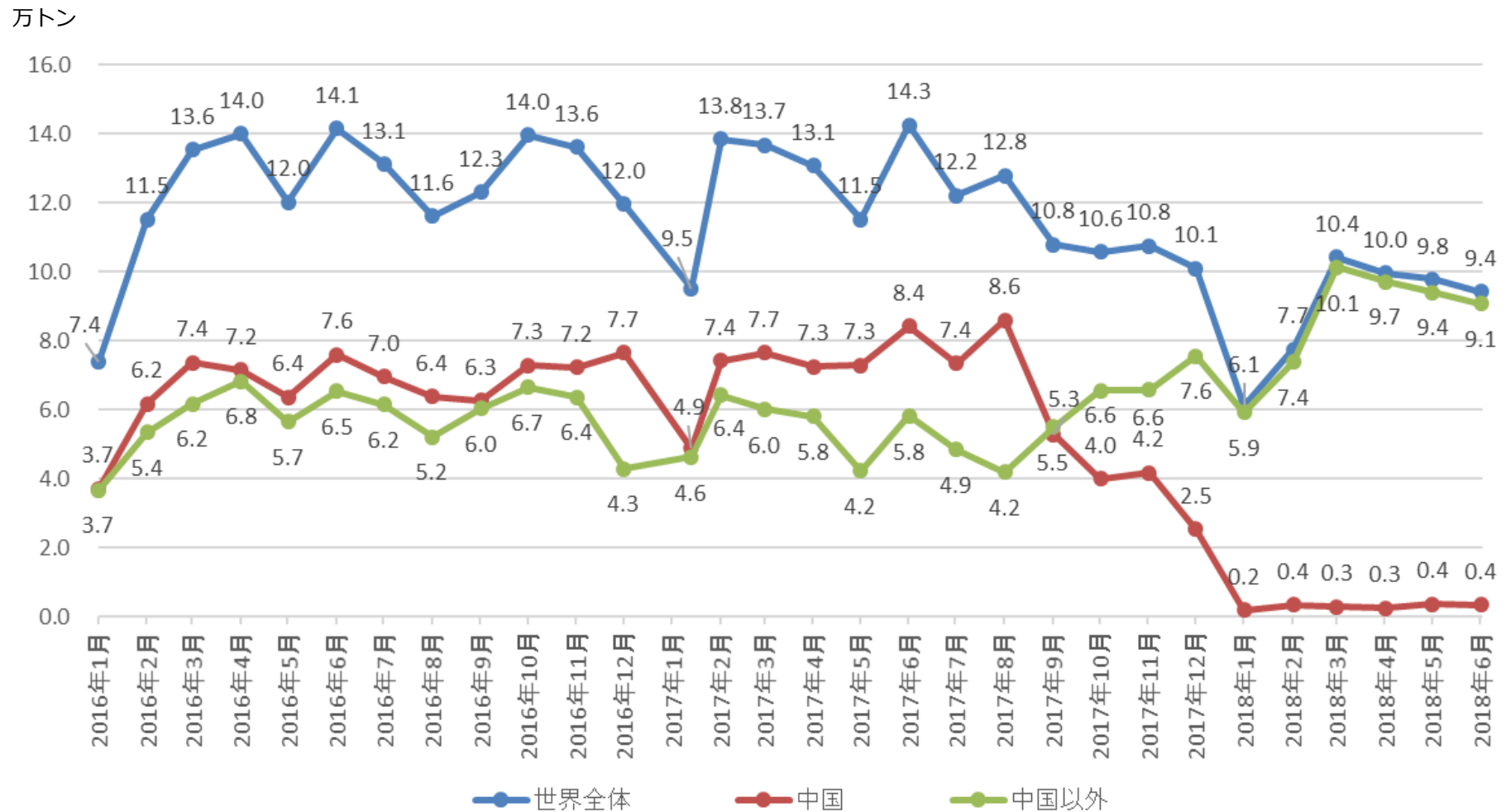
## イギリス

- 2018（平成30）年1月 2042年までに不要なプラスチック廃棄物をゼロにする「25年の長期環境計画」公表

## 国連環境総会（UNEA）、G20、G7等

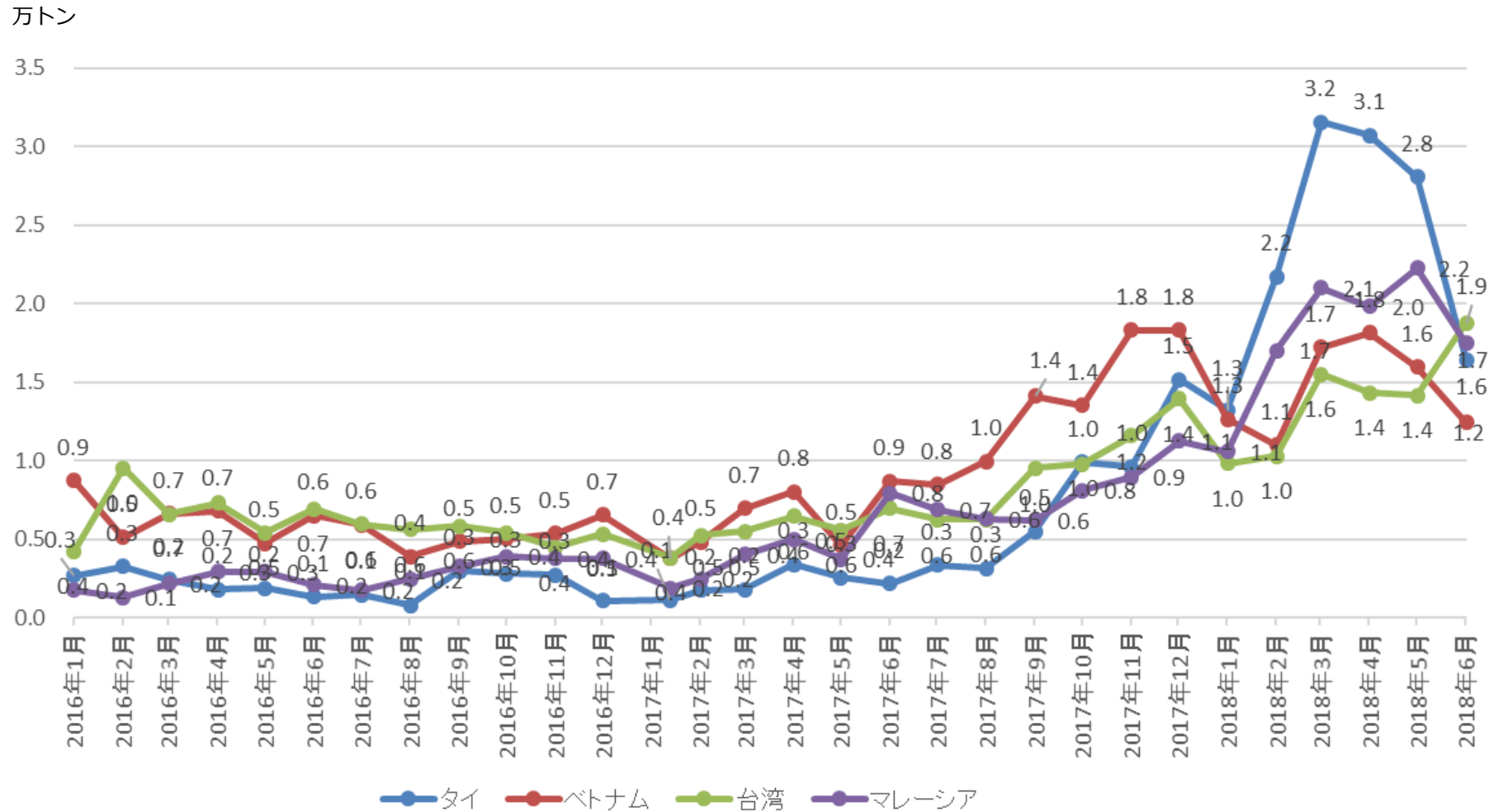
- 海洋プラスチック・マイクロプラスチック問題がクローズアップ

# プラくずの輸出量推移



出典：財務省貿易統計（HSコード：プラスチックのくず 3915）

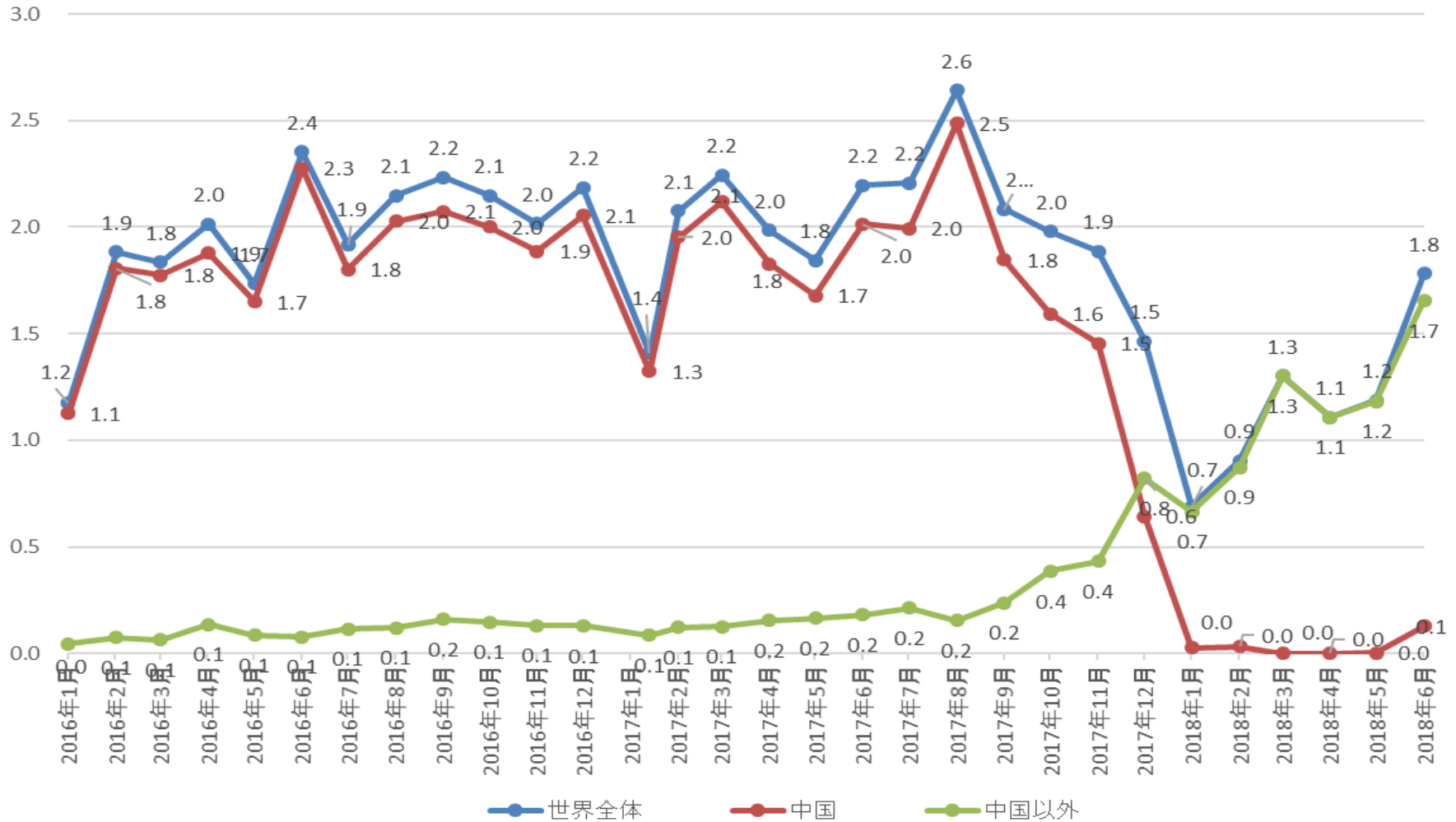
# 東南アジアへのプラくずの輸出量推移



出典：財務省貿易統計（HSコード：プラスチックのくず 3915）

# PETフレークの輸出量推移

万トン



出典：財務省貿易統計（HSコード：PETフレーク 3915.90-110）

## (参考) プラスチックくずに係るHSコード

3915.10-000(エチレンの重合体のもの)

3915.20-000(スチレンの重合体のもの)

3915.30-000(塩化ビニルの重合体のもの)

3915.90-110(PETフレーク)

3915.90-190(PETくず)

3915.90-200(プロピレンの重合体のもの)

3915.90-900(その他)

# 東南アジアの動向（輸入規制強化の動き）

## 【タイ】 E-waste及び廃プラ輸入規制の強化

- 輸入廃棄物の増量に伴い、**環境汚染等が発生しているとして多くの報道がなされているところ。**
- 2018年6月21日、タイ政府は**E-waste及び廃プラの輸入規制強化について関係機関と連携して進めて行くことを公表。**そのほかタイ工業省からの発表は以下のとおり。
  - タイ国内の輸入業者5社に対して、E-wasteの輸入を禁止。
  - タイ国内に輸入されたE-wasteを輸入元の工場に戻すよう推し進める。
  - E-wasteと廃プラを輸入し、正式に許可されていない工場に輸送した場合は、正式に許可された工場に輸送させる。
- **日本環境衛生センターの事前相談において、タイ向け廃プラ等輸出事業者に対し、輸入者と連携して最新の規制に十分注意するとともに、タイ政府に通知する可能性があることを周知。**

## 【ベトナム・マレーシア】 廃プラスチックの輸入制限

中国の輸入規制後における廃プラスチックの受け皿となっていたベトナムやマレーシアでも、国内輸入業者の輸入ライセンスを一定期間停止するなど、廃プラスチックの輸入制限が行われている。



# 情報源

○バーゼル条約事務局ホームページ【英語】

<http://www.basel.int/>

各締約国の権限ある当局の一覧

<http://www.basel.int/Countries/CountryContacts/tabid/1342/Default.aspx>

○OECDホームページ【英語】

<http://www.oecd.org/env/waste/theoecdcontrolsystemforwasterecovery.htm>

○環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>

○経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyokeiei/basel/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/index.html)

○バーゼル規制対象貨物輸出入承認手続

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/01\\_basel/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/index.html)

# お問い合わせ

## ●輸出入承認申請等について

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課  
有害廃棄物貿易審査担当

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1659（直通）FAX：03-3501-0997

こちらはバーゼル法規制対象貨物の輸出入手続窓口であり、バーゼル規制該非判断の相談窓口ではありませんのでご注意ください

## ◆バーゼル法規制対象物の輸出入手続概要案内

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/01\\_basel/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/index.html)

## ●認定制度について

経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-4978（直通）FAX：03-3501-9489

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5501-3157（直通）FAX：03-3593-8264

# 経済産業省 事前相談窓口

■ **メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ(※)、使用済バッテリー、使用済遊技機、廃触媒及び中古品(家電、自動車部品等)の輸出入についてのお問い合わせ先**

(一財)日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

(電話)044-288-4941

(FAX)044-288-4946

(電子メール) [basel@jesc.or.jp](mailto:basel@jesc.or.jp)

(※)メタル・スクラップ:鉄、アルミ、銅等の単体金属、又はミックスメタル(自動車部品、電気電子部品の屑等を含む)

プラスチック・スクラップ:ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等

■ **上記以外の貨物の輸出入についてのお問い合わせ先**

経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

(電話)03-3501-4978

(FAX)03-3501-9489

(電子メール) [basel@meti.go.jp](mailto:basel@meti.go.jp)

(参考情報)

◆ **バーゼル法関連簡易該非判断システム**

[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/10/bsimple\\_judgmentsys/](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/bsimple_judgmentsys/)

<注意>本システムによる該非判断結果は、バーゼル法の規制対象となるか否か(有害廃棄物に該当するか否か)の目安であって、実際に輸出入される貨物の該非判断をするものではありません。

# 環境省 事前相談窓口（地方環境事務所）

## ○北海道地方環境事務所

管轄地域：北海道

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 1札幌第1合同庁舎3F

（電話）011-299-1952（FAX）011-736-1234（電子メール）REO-HOKKAIDO@env.go.jp

## ○東北地方環境事務所

管轄地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階

（電話）022-722-2871（FAX）022-724-4311（電子メール）REO-TOHOKU@env.go.jp

## ○関東地方環境事務所

管轄地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階

（電話）048-600-0814（FAX）048-600-0517（電子メール）HAIRI-KANTO@env.go.jp

## ○中部地方環境事務所

管轄地域：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

（電話）052-955-2132（FAX）052-951-8889（電子メール）REO-CHUBU@env.go.jp

## ○近畿地方環境事務所

管轄地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階

（電話）06-4792-0702（FAX）06-4790-2800（電子メール）REO-KINKI@env.go.jp

## ○中国四国地方環境事務所

管轄地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F

（電話）086-223-1584（FAX）086-224-2081（電子メール）REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

## ○四国事務所

管轄地域：徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階

（電話）087-811-7240（FAX）087-822-6203（電子メール）MOE-SHIKOKU@env.go.jp

## ○九州地方環境事務所

管轄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

〒860-0047 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟4階

（電話）096-322-2410（FAX）096-322-2446（電子メール）REO-KYUSHU@env.go.jp